

京都府特定(産業別)最低賃金 1 業種が引上げに

- 京都地方最低賃金審議会が引上げの答申 -



令和 7 年 11 月 26 日、京都地方最低賃金審議会（会長 岩永 昌晃 京都産業大学法学部教授）は、京都府特定（産業別）最低賃金 1 業種を引上げることが適当であると京都労働局長（角南 巖）に答申しました。改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和 7 年 1 月 24 日以降に発効する予定です。

<京都府特定(産業別)最低賃金引上額一覧表>

最低賃金の件名	現行額	改定額	引上額	引上率
電気機械器具製造業	1,074 円	1,136 円	62 円	5.77%

— 答申の様子 —



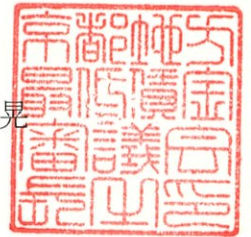
岩永会長（左側）

角南局長（右側）

京 賃 審 発 第 25 号
令和 7 年 11 月 26 日

京 都 労 働 局 長
角 南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会
会 長 岩 永 昌 晃



令和 7 年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 10 月 6 日付け京労発基 1006 第 1 号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金にかかる標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
 - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,136 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり